

諸外国における VoIP 及びソフトフォンの認証に係る状況（H24.4 時点）

国 / 地域		米	欧	加	韓	豪	日
認証の有無	VoIP 機器	有	有	有	有	有	有
	ソフトフォン	有	有	有	有	有	検討中
技術基準		- Part 68 (PSTN への接続) - Part 15 Class B (EMC)	R&TTE 指令 - 必須基準 - 整合化規格（必須基準適合の推定根拠となる）	CS-03（有・無線の端末機器に関する技術基準文書）	- RRA 告示 2012-9 別表 2 で EMC と有線機器基準の適合性を要求 - 有線基準を定める KCC 告示 2009-38 の 15 条の 2 で電氣的条件を規定	- 電気通信顧客機器ラベリング規則（基本法令） - ACMA VoIP 機器に関するガイド文書（ファクトシート）	端末設備等規則
適合性評価手続の分類		- SDoC (Supplier's Declaration of Conformity) / 認証 - EMC は検証 (verification)	EU-type DoC	DoC	- 認証 - ただし汎用 PC を用いたソフトフォンの場合は適合登録の場合がある。	SDoC	認証 / 技術基準適合自己確認
第三者機関		ATL (Accredited Testing Lab.) 推奨 / TCB	－	ATL / RTL	RRA、DTL	RTA	登録認定機関等 / 自己確認
表 示		- Part 68 に関して US: AA AEQ##TXXX - Part 15B に関して FCC + 必要情報		IC: xxxxx-yyy-yyyy +モデル ID	 KCC-CRM-ABC-xxx. . xxx	 供給者 ID	  AExxxxxxxxxx
備 考		- ACTA 採択文書 TIA-168-B で IP 機器のコードを規程。 2005 年 6 月、相互接続 VoIP サービスのプロバイダーには 911（緊急通話呼）への接続義務が課された。 - VoIP において緊急通報機能に障害が発生した場合、政府への報告が義務となっている。 - 相互接続 VoIP サービスのプロバイダーは番号ポータビリティに対応することが義務となっている。	- 必須基準は電気安全性のみ。整合化規格は EN60950-1（電気安全）、EN55022（Emission）及び EN55024（Immunity）。 - ソフトフォンは、適合性が証明された機器にのみ導入することが認められている。 - R&TTE 指令の対象機器か否かの判断、対象機器であれば必須基準への適合は製造業者の責任で実施。なお、整合化規格があれば必須基準適合性の推定根拠となるが整合化規格の使用は強制されない。	- VoIP 機器への CS-03 の適用についての明文規定はなく、実務上実施されている状況。 - 承認試験所/認定試験所が行った試験結果に基づいて供給者の責任において自己宣言書を作成し、IC へ機器を登録。	- RRA 告示 2012-9 の 15 条にソフトウェアによる機能変更があった場合の変更申請について規定（ただし、PC のような汎用情報機器のソフトウェア変更は除外）。 - PC 等汎用機器は適合登録の対象。汎用でない専用機のような場合には適合認証が必要。	- VoIP 機器は、ハンドセット機器（カテゴリー C33 に該当）及びアナログ電話アダプター等のアクセス機器（カテゴリー B31・A2 に該当）に分類。 - ソフトフォンは、適合性が証明された機器（PC）にのみ導入することが認められている。その際の技術的条件は AS/NZS60950 安全標準、AS/ACIF S004 音声周波数特性及び聴覚安全。	

注：本資料は総務省が実施した平成 23 年度「相互承認の円滑な実施を図るための各国基準認証制度の調査」報告書（平成 24 年 3 月）に基づく内容であり、現状と異なる場合がある。